

## 消化器内視鏡技師の資格更新手続きについてのお知らせ

日本消化器内視鏡学会認定消化器内視鏡技師制度規則（平成13年10月17日改定）第15条③「審議会の定める資格更新申請書により、必要条件を満たし5年ごとに資格更新の手続きをしなければならない」に従い、下記要領にて資格更新手続きを行なって下さい。

- 1 昭和60年第4回、平成2年第9回、平成7年第14回、平成12年第19回、平成17年第24回、平成22年第29回技師試験により認定された技師は更新手続きを行なって下さい。
- 2 本会報巻末の資格更新申請書と出席ポイント（点数）チェックシートに必要事項を全て記入し早めに下記へ提出して下さい。

申請期日は平成26年9月～平成27年2月末日です。3月以降に申請手続きをされた方は認定証の交付が遅れます。

〒171-0021  
東京都豊島区西池袋3-22-15 大林ビル 2F  
日本消化器内視鏡技師会 更新係

問い合わせ：TEL 03-5992-1520

- 3 技師研究会・技師学会の必須1回分の出席証明書コピーおよび同学会・研究会の出席証明書1回分か、指定関連学会等のポイントを満たす出席証コピーと支部長承認の機器取扱い講習会基礎編または実践編の1回分の受講証明書コピーを更新申請書の裏面に貼付して下さい。（過去5年以内）
- 4 技師研究会・技師学会および指定関連学会等と機器取扱い講習会または機器セミナーの出席点数を記入した出席ポイント（点数）チェックシートを添付してください。
- 5 新たに制度審議会で定めた国家資格（新受験資格参照）を取得した方は免許証コピーを添付して下さい。
- 6 現在、内視鏡業務に従事していない方、退職している方も上記条件がそろっていれば申請できます。
- 7 技師会年会費に未納分がある場合は手続きできません。技師会報春号綴じ込みの振込用紙、または郵便局備え付けの振込用紙にて更新申請時に未納分を納入して下さい。

振込先

加入者名：日本消化器内視鏡技師会  
口座番号：00100-7-362079  
年会費：5,000円（通信欄へ会員番号を記入して下さい。）  
※平成25年度以前の年会費は3,000円

- 8 所定の手続きを完了した方には、新しい認定証を発行します。

### ●業績書方見本

業 績	技師研究会 (技師学会)	平成22年4月18日第11回東京消化器内視鏡	技師研究会・学会
	機器取扱い	平成24年12月5日第16回神奈川消化器内視鏡	技師研究会・学会
	機器取扱い	平成26年12月4日第15回関東消化器内視鏡技師研究会	機器講習会・セミナー

### ●証明書のコピーについて

- ・原本にマジックかボールペン（鉛筆不可）で記名後コピーをして下さい。  
無記名、コピーへの記名は無効です。原本に記名欄がない場合は余白部に記名して下さい。
- ・出席していても当日、証明書を受け取らなかったり、紛失した場合は無効です。
- ・ネームプレート型の小型証明書は複数をもとめて1枚にコピーして結構です。
- ・原本は受け付けません。原本を提出された場合、返却致しません。
- ・規定回数以上出席された方も研究会・技師学会2回分、機器1回分のみ提出して下さい。
- ・コピーは更新申請書の裏面（背中合わせ）に貼付して下さい。
- ・コピーが複数枚になる場合は貼付例のように斜線部を糊付けし、重ねて貼って結構です。
- ・証明書類のコピーはB5版（更新申請書と同じサイズ）に統一して下さい。



- ◎ 資格更新申請書の受理確認を要望される方は、本会報巻末の「資格更新申請書受理通知」はがきに返信先（住所、氏名）を記入し、52円切手を貼付のうえ、資格更新申請書類とともに提出して下さい。
- ◎ 次回以降、更新者名簿に氏名の不掲載を希望する方は、本会報巻末の「氏名等変更届」はがきに必要事項を記入し提出して下さい。